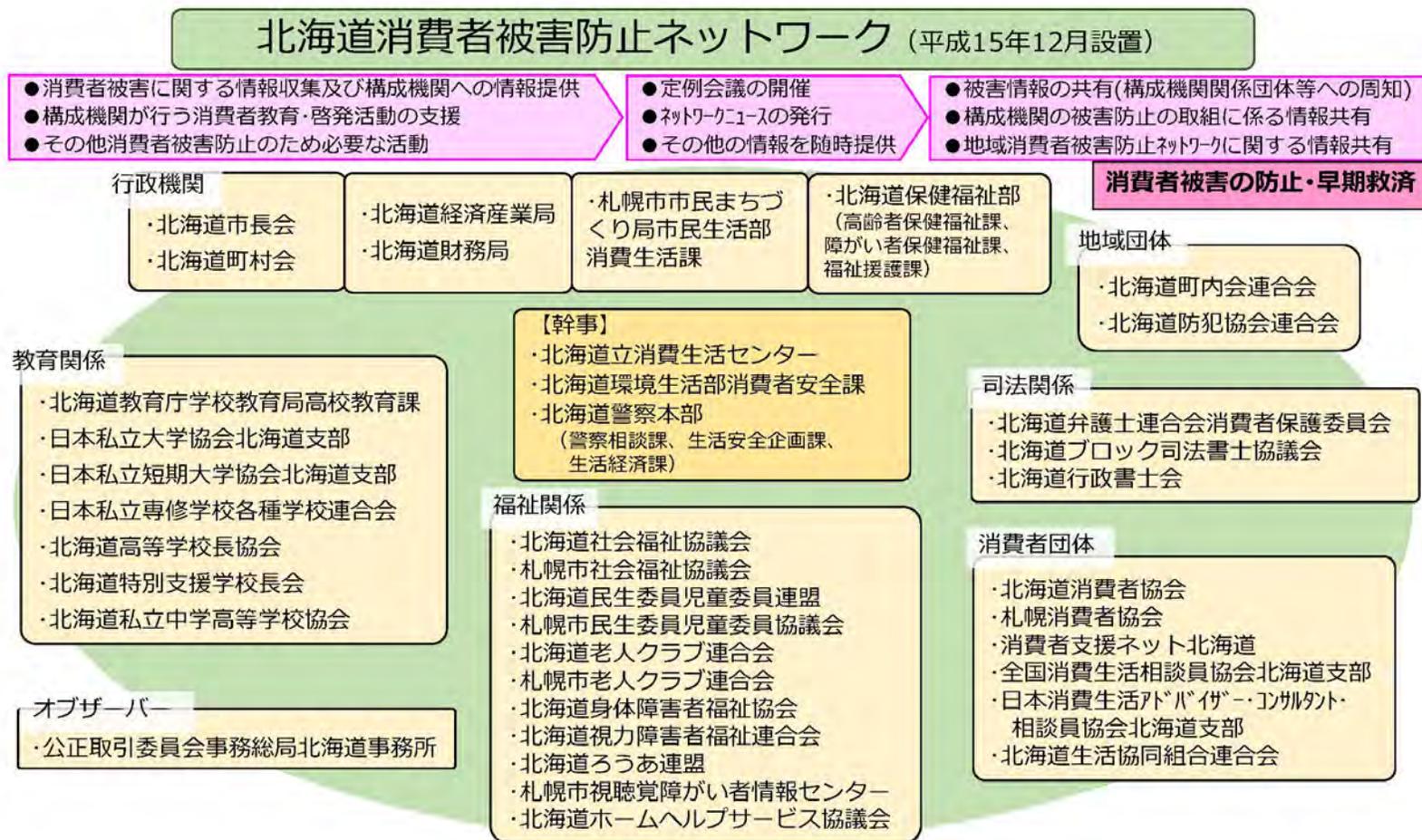


# 先行事例① 北海道

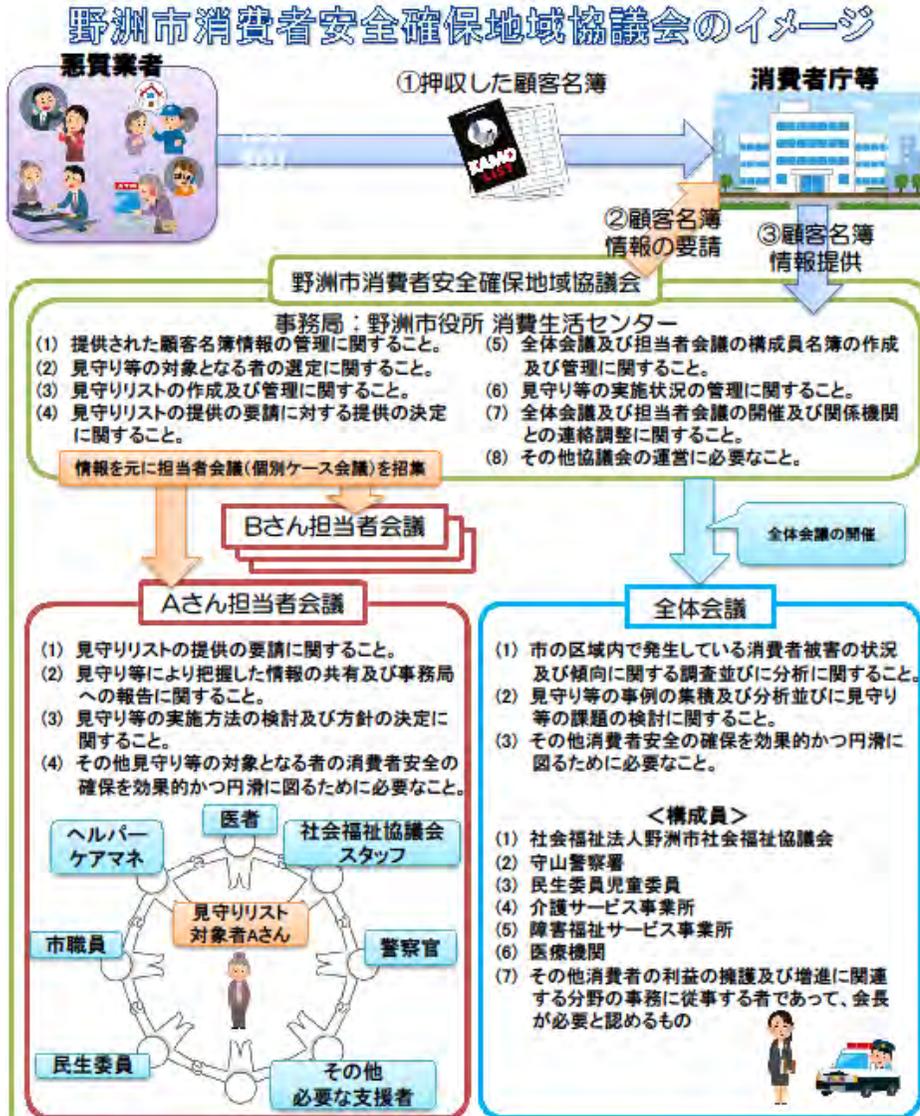
## ～都道府県が先行して設置し、各市町村における設置を支援している事例～



・関係機関・団体による定例会議を毎年1回開催し、直近の消費者被害の状況、行政措置の状況、及び「地域消費者被害防止ネットワーク」の設立・活動状況について幹事から説明するほか、各構成機関・団体から取組事例について報告。  
 ・これまで道内には65の地域ネットワークが構築され、消費者被害の未然防止のために活動しており、今後も、「消費者被害防止ネットワーク設置促進員」の配置や「地域消費者被害ネットワークセミナー」の開催などにより、地域におけるネットワーク化を推進。

# 先行事例② 滋賀県野洲市

## ～個人情報を取り扱うものとし、法第11条の2の情報提供を受けた事例～



(秘密保持義務)  
第8条 協議会の会長及び構成員並びに協議会の事務に従事する者は、法第11条の5の規定により、協議会の事務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

・消費者安全法の改正に伴い、まず条例の制定を検討。「野洲市くらし支えあい条例」第8条に協議会を設置することを明記し、「野洲市消費者安全確保地域協議会設置要綱」も制定。

・協議会の立ち上げに係る予算については、地方消費者行政推進交付金を活用することで確保。

・協議会の具体的取組に関しては、平成29年度から実施。

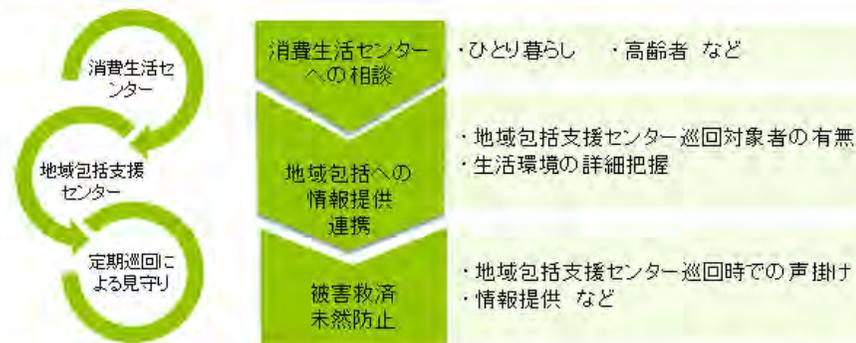
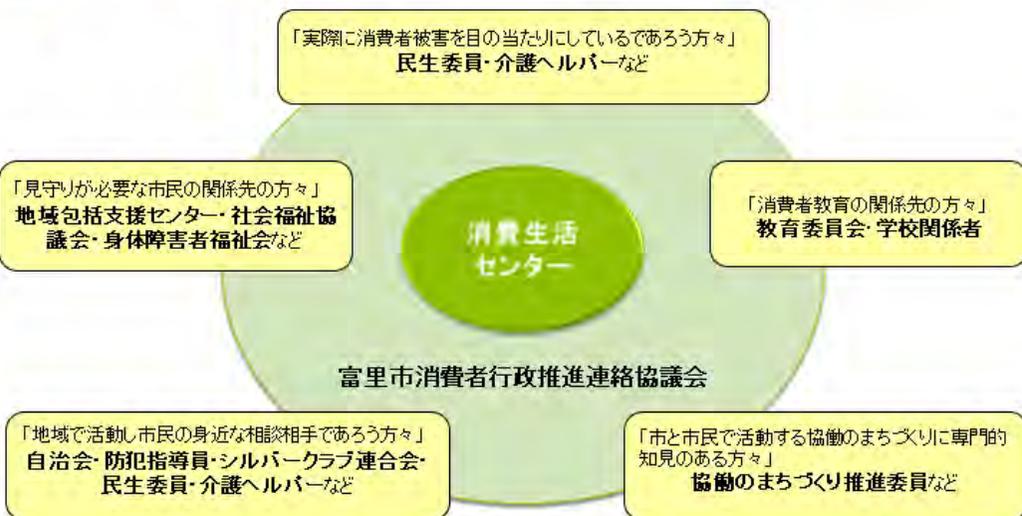
野洲市の区域内で発生している消費者被害情報の調査や分析、見守り事例の集積、課題の検討等を行う全体会議を年3回開催し、具体的な見守り活動については、見守り等の対象となる者に関わりのある構成員のみが参加する担当者会議を適宜行う。

・見守り活動の対象となる者の選定に用いるため、平成29年1月末に、消費者庁から消費者安全法第11条の2第1項の規定に基づく情報提供を受けた。当該情報と野洲市が保有しているPIO-NET情報、高齢者、障害者情報及び警察の保有する情報と照らし合わせて、事務局が「見守りリスト」を作成。

# 先行事例③ 千葉県富里市 ～消費者教育推進地域協議会と一体的に運営している設置事例～

## 富里市消費者行政 地域の見守りと連携体制

## 独居高齢者からの相談時の見守り体制について ～ 連携の一例 ～



この他、地域包括支援センター経由で、高齢者と社会福祉士がセンターへ来所し一緒に相談するなど、高齢者に対して適切な対応の連携も可能となっている。

また、相談内容(被害状況)により、認知症疑い発覚や進行具合がわかるため、地域包括支援センターで成年後見人制度を検討するきっかけにもなっている。

- ・消費者団体「消費者行政充実ネットちば」との共催で開催したシンポジウムの提言をもとに、「富里市消費者行政推進連絡協議会」を平成23年6月に設立。
- ・平成28年4月に富里市消費者行政推進連絡協議会運営要綱を制定し、連絡協議会を消費者安全確保地域協議会及び消費者教育推進地域協議会としての機能を有する組織として運営することを決定。
- ・協議会の取組としては、会議を年3回開催するほか、啓発行事を年1回実施。
- ・消費生活センターがひとり暮らしの高齢者等から相談を受けた際に、地域包括支援センターへ情報提供し、訪問時に見守り対象者として対応依頼をするなど、個々の案件に応じて連携。